

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう。

契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数		
		当初	変更経過	最終（現時点）									
001	令和6年4月1日	電力の供給（中央卸売市場第一市場）	予定総額	426,000,000		426,000,000	産業観光局中央卸売市場第一市場	関西電力株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
002	令和6年4月1日	令和6年度京の食文化ミュージアム・あじわい館運営業務委託		27,497,525		27,497,525	産業観光局中央卸売市場第一市場	株式会社リーフ・パブリケーションズ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有	2
003	令和6年4月1日	京都市中央卸売市場第一市場高度情報処理システム保守業務		6,468,000		6,468,000	産業観光局中央卸売市場第一市場	都築電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
004	令和6年4月1日	京都市中央卸売市場第一市場（関連11号棟跡地）施設整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査業務委託		28,116,000		28,116,000	産業観光局中央卸売市場第一市場	公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
005	令和6年4月15日	京都市中央卸売市場第一市場（関連10号棟跡地）施設整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査業務委託		8,602,000		8,602,000	産業観光局中央卸売市場第一市場	公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
006	令和6年6月20日	関連10・11号棟跡地等における地中埋設物等の処分業務委託		27,830,000		27,830,000	産業観光局中央卸売市場第一市場	株式会社ネクスト・ワン	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
007	令和6年7月1日	令和6年度京都市中央市場施設整備基本計画推進支援業務委託		11,440,000		11,440,000	産業観光局中央卸売市場第一市場	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有		
008	令和6年7月12日	（総合評価）京都市中央卸売市場第一市場整備工事ただし、新青果棟（仮称）第1期建築主体その他工事		9,689,900,000		9,689,900,000	産業観光局中央卸売市場第一市場	戸田・吉村・太平特定建設工事共同企業体	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	工事			
009	令和6年7月12日	（総合評価）京都市中央卸売市場第一市場整備工事ただし、新青果棟（仮称）電気設備工事		5,225,000,000		5,225,000,000	産業観光局中央卸売市場第一市場	日本電設・豊原電気土木特定建設工事共同企業体	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	工事			
010	令和6年7月12日	（総合評価）京都市中央卸売市場第一市場整備工事ただし、新青果棟（仮称）空調衛生設備工事		3,661,680,000		3,661,680,000	産業観光局中央卸売市場第一市場	橋本・エスティアイ・中川特定建設工事共同企業体	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	工事			
011	令和6年7月12日	京都市中央卸売市場第一市場整備工事設計業務委託ただし、新青果棟（仮称）第1期新築工事設計意図伝達業務委託		33,110,000		33,110,000	産業観光局中央卸売市場第一市場	株式会社安井建築設計事務所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
012	令和6年7月12日	京都市中央卸売市場第一市場整備工事設計業務委託ただし、新青果棟（仮称）第1期新築工事監理業務委託		83,600,000		83,600,000	産業観光局中央卸売市場第一市場	株式会社安井建築設計事務所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
013	令和6年4月1日	京都市中央卸売市場第二市場警備業務委託		22,672,464		22,672,464	産業観光局中央卸売市場第二市場	国土警備保障株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
014	令和6年4月1日	電力の供給（中央卸売市場第二市場）	予定総額	113,829,734		113,829,734	産業観光局中央卸売市場第二市場	関西電力株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
015	令和6年4月1日	衛生管理業務	予定総額	5,339,692		5,339,692	産業観光局中央卸売市場第二市場	公益社団法人京都府シルバー人材センター連合会	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	物品			
016	令和6年8月14日	高架軌条その他清掃業務委託		18,821,000		18,821,000	産業観光局中央卸売市場第二市場	花木工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
017	令和6年9月26日	ユニットクレーン清掃業務委託 その2		7,645,000		7,645,000	産業観光局中央卸売市場第二市場	三菱電機ビルソリューションズ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
018	令和6年4月1日	伝統産業振興事業		16,992,000		16,992,000	産業観光局クリエイティブ産業振興室	公益財団法人京都伝統産業交流センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
019	令和6年4月1日	「バーチャル京都館モデル実証事業」実施業務		8,500,000		8,500,000	産業観光局クリエイティブ産業振興室	大日本印刷株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有		
020	令和6年4月1日	KYO-CCE Labプロジェクト企画・運営業務の委託契約		9,998,835		9,998,835	産業観光局クリエイティブ産業振興室	株式会社ソクリエ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
021	令和6年4月22日	伝統産業品の商品開発等を通じた新たな京都ファン開拓事業企画運営業務		5,665,000		5,665,000	産業観光局クリエイティブ産業振興室	株式会社クロステック・マネジメント	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
022	令和6年4月22日	YouTubeチャンネル「京都館会議」、京都館WEBサイト等企画運営業務		9,889,000		9,889,000	産業観光局クリエイティブ産業振興室	株式会社クロステック・マネジメント	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
023	令和6年6月1日	京の「匠」ふれあい事業		5,000,000		5,000,000	産業観光局クリエイティブ産業振興室	西陣織工業組合	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう。

契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数	
		当初	変更経過	最終（現時点）								
024	令和6年7月16日	京都市勧業館全熱交換器（大空間空調用）整備業務	92,400,000		92,400,000	産業観光局クリエイティブ産業振興室	新見アトモス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
025	令和6年9月9日	京都市勧業館非常用発電設備部品更新業務	10,197,000		10,197,000	産業観光局クリエイティブ産業振興室	株式会社明電エンジニアリング	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
026	令和6年9月9日	京都市勧業館入退室管理設備部品更新・整備業務	25,300,000		25,300,000	産業観光局クリエイティブ産業振興室	パナソニックEWエンジニアリング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
027	令和6年9月30日	京都市勧業館第3展示場展示支援吊物設備整備業務	102,300,000		102,300,000	産業観光局クリエイティブ産業振興室	株式会社松村電機製作所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
028	令和6年9月30日	京都市勧業館整備工事 ただし、特別高圧受変電設備改修（その2）工事	345,400,000		345,400,000	産業観光局クリエイティブ産業振興室	日新電機株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
029	令和6年5月7日	「地域企業未来力創出コーディネート事業」企画運営委託業務	7,700,000		7,700,000	産業観光局地域企業イノベーション推進室	一般社団法人リリース	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
030	令和6年6月12日	令和6年度「ソーシャル・イノベーション創出事業」に係る情報発信等業務	5,999,818		5,999,818	産業観光局地域企業イノベーション推進室	株式会社おいかけ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
031	令和6年8月1日	令和6年度「京都市地域商業新展開支援事業」実施業務	6,000,000		6,000,000	産業観光局地域企業イノベーション推進室	株式会社おいかけ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
032	令和6年4月1日	メディア等を通じた国内外向け情報発信及び海外市場等の情報収集業務委託	32,716,000		66,516,000	産業観光局観光MIC推進室	公益社団法人京都市観光協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
033	令和6年4月1日	ラグジュアリー層の誘客事業及び海外メディアプロモーション強化に関する業務	16,000,000		16,000,000	産業観光局観光MIC推進室	公益社団法人京都市観光協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
034	令和6年4月1日	京都観光総合調査業務委託	14,322,963		14,322,963	産業観光局観光MIC推進室	株式会社エム・アールビジネス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
035	令和6年4月1日	京都市認定通訳ガイド育成及び活躍支援に関する業務	20,350,000		20,350,000	産業観光局観光MIC推進室	公益社団法人京都市観光協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
036	令和6年4月25日	「宿泊施設等と連携した京都経済の域内循環促進事業」に関する業務	9,608,940		9,608,940	産業観光局観光MICE推進室	株式会社TCI研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
037	令和6年4月1日	京北農林業地域活性化促進事業	9,064,000		9,064,000	産業観光局農林振興室農林企画課	公益財団法人きょうと京北ふるさと公社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
038	令和6年4月1日	令和6年度総合獣害対策事業 有害鳥獣捕獲業務	13,103,180		13,103,180	産業観光局農林振興室農林企画課	京都市ブロック猟友会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
039	令和6年6月28日	令和6年度京都市森林経営管理意向調査業務	15,840,000		15,840,000	産業観光局農林振興室林業振興課	公益財団法人京都市森林文化協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
040	令和6年5月8日	令和6年度京都市経営管理権集積計画立案業務	24,348,280	予定総額	24,348,280	産業観光局農林振興室林業振興課	公益財団法人京都市森林文化協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
041	令和6年4月1日	令和6年度山村都市交流の森エリア維持管理業務	11,220,000		11,220,000	産業観光局農林振興室林業振興課	公益財団法人京都市森林文化協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
042	令和6年7月1日	令和6年度天然林等整備促進モデル事業企画運営業務	17,403,640		17,403,640	産業観光局農林振興室林業振興課	特定非営利活動法人近自然森づくり協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有	1
043	令和6年9月2日	木材利用促進月間における普及啓発等の企画運営に係る業務	5,499,626		5,499,626	産業観光局農林振興室林業振興課	株式会社開広	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
044	令和6年4月1日	京都中小企業担い手確保・定着支援事業に係る業務	57,574,495		57,574,495	産業観光局産業企画室	株式会社ワンキャリア	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
045	令和6年4月1日	地域企業「担い手交流」実践プログラムに係る業務	16,999,677		16,999,677	産業観光局産業企画室	シンク・アンド・アクト株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
046	令和6年4月1日	就職氷河期世代活躍支援事業に係る業務	14,982,000		14,982,000	産業観光局産業企画室	株式会社Compass	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう。

	契約日	件名	契約金額(税込)(単位:円)			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	グローバル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数
			当初	変更経過	最終(現時点)							
047	令和6年4月1日	地域企業インターンシップ促進プロジェクトに係る業務	9,757,000		9,757,000	産業観光局産業企画室	株式会社ワンキャリア	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
048	令和6年8月1日	業種別団体と連携したインターンシップ促進プロジェクトに係る業務	6,999,960		6,999,960	産業観光局産業企画室	株式会社アイシーエル	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有	1
049	令和6年8月1日	留学生市内就職促進事業(企業向けセミナー・留学生との交流会等)に係る業務	5,999,950		5,999,950	産業観光局産業企画室	株式会社アイシーエル	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
050	令和6年4月1日	計量事務の委託	55,678,296		55,678,296	産業観光局産業企画室	京都府	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
051	令和6年5月20日	ビジネス拠点としての京都の魅力発信業務	10,370,000		10,370,000	産業観光局企業誘致推進室	株式会社朝日新聞社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有	2
052	令和6年5月22日	進出企業コミュニティ形成促進業務	6,594,500		6,594,500	産業観光局企業誘致推進室	ソナグム共同事業体	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有	2

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
電力の供給（中央卸売市場第一市場）
- 2 担当所属名
産業観光局中央卸売市場第一市場
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）426,000,000円
- 7 契約内容
中央卸売市場第一市場への電力（特別高圧）の供給を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
契約課からの令和5年10月31日付の事務連絡のとおり、令和6年度の手続きをせず、自動継続されたため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度京の食文化ミュージアム・あじわい館運営業務委託について
- 2 担当所属名
産業観光局中央卸売市場第一市場
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区御池通間之町東入高宮町206御池ビル6F
株式会社リーフ・パブリケーションズ
- 6 契約金額（税込み）
27,497,525円
- 7 契約内容
市民及び観光客等に京都の食文化や食材に接する機会を提供し、市場に対する理解を深めていただくことを目的とした「京の食文化ミュージアム・あじわい館」を設置しており、その企画や運営のための業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
運営の委託に関しては、価格以外の要素として、京の食文化に精通しており、その普及啓発を行える能力、京都市中央市場に関する知識と理解、あじわい館の運営協力組合・団体や料理教室の講師等とのネットワークを有し円滑な調整・事業運営を行える能力、市場活性化の取組についての知識の深度などを考慮する必要があるため、一定基準を満たす業者に対し、業務の遂行方法について、企画提案書の提出を求め、審査のうえ最良な企画提案書を提出した業者を随意契約の相手方とする、公募型プロポーザル方式により、業者を選定することとした。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市中央卸売市場第一市場高度情報処理システム保守業務
- 2 担当所属名
産業観光局中央卸売市場第一市場
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区中之島2丁目2番2号
都築電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
6,468,000円
- 7 契約内容
各種統計データ及び公開市況の作成等を行う高度情報処理システムについての保守、点検等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
委託する業務は、高度情報処理システムの設計及び構築に関する詳細な技術情報が不可欠であり、これを有する者は、当該システム導入当初から企画、設計、構築及び機能強化を単独で実施してきた都築電気株式会社に限られるため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市中央卸売市場第一市場（関連11号棟跡地）施設整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局中央卸売市場第一市場
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町265番地の1
公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所
- 6 契約金額（税込み）
28,116,000円
- 7 契約内容
 - ・該当区域の発掘調査
 - ・前号の調査結果に対する考古学的考察
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件については、本市の埋蔵文化財の特性及び歴史に関する専門的な知識が必要であることから、①市内で継続して発掘調査を実施していること、また、②履行に必要な人員・機材等を保有していることが履行する者に必要な条件となる。

そのため、条件①の該当者（本市文化市民局文化財保護課の確認による）である3者全員に対し、条件②及び本案件実施の意向を確認したところ、すべての条件を満たし、実施の意向を示した者が受託者のみであったことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン第2項第2号（1）のウに基づく随意契約とする。
- 9 根拠法令
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市中央卸売市場第一市場（関連10号棟跡地）施設整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局中央卸売市場第一市場
- 3 契約締結日
令和6年4月15日
- 4 履行期間
令和6年4月15日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町265番地の1
公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所
- 6 契約金額（税込み）
8,602,000円
- 7 契約内容
 - ・ 該当区域の発掘調査
 - ・ 前号の調査結果に対する考古学的考察
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件については、本市の埋蔵文化財の特性及び歴史に関する専門的な知識が必要であることから、①市内で継続して発掘調査を実施していること、また、②履行に必要な人員・機材等を保有していることが履行する者に必要な条件となる。

そのため、条件①の該当者（本市文化市民局文化財保護課の確認による）である3者全員に対し、条件②及び本案件実施の意向を確認したところ、すべての条件を満たし、実施の意向を示した者が受託者のみであったことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン第2項第2号（1）のウに基づく随意契約とする。
- 9 根拠法令
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
関連10・11号棟跡地等における地中埋設物等の処分業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局中央卸売市場第一市場
- 3 契約締結日
令和6年6月20日
- 4 履行期間
令和6年6月21日から10月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区下鳥羽上三栖町169番地
株式会社ネクスト・ワン
- 6 契約金額（税込み）
27,830,000円
- 7 契約内容
解体を終えた建物（旧関連10・11号棟）の地下埋設物について適切に処理を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務を遂行するに当たっては、法令上、関連10・11号棟の地中埋設物を産業廃棄物として適正処理することに加え、市場内の業務車両動線や輻輳する工事に対して十分な安全管理を行いつつ、最短のスケジュールで業務を遂行することが求められる。
上記の諸要件を満たす委託先として、関連10・11号棟の上屋の解体撤去を実施し、基礎を含む地中埋設物の現況及び市場全体の再整備状況を一定把握している株式会社ネクスト・ワンが最も適当であり、また、市場価格よりも著しく有利な価格で契約を締結できる見込みであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度京都市中央市場施設整備基本計画推進支援業務
- 2 担当所属名
産業観光局中央卸売市場第一市場
- 3 契約締結日
令和6年7月1日
- 4 履行期間
令和6年7月2日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市北区梅田2丁目5番25号
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
- 6 契約金額（税込み）
11,440,000円
- 7 契約内容
本業務は、①新青果棟及び新関連棟整備を中心とした施設整備計画の進捗管理、②食品衛生法の改正及び施設の再整備により求められる部門毎の衛生管理基準、③大規模災害による被災を見据えた業務継続計画の更新・進捗管理といった施設運用に係る検討等、京都市中央市場施設整備基本計画（以下「基本計画」という。）の円滑な推進を目的としている。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務を遂行するに当たっては、京都市中央卸売市場第一市場施設整備基本構想（以下「基本構想」という。）策定時（平成26年3月）から令和5年度末までに至る場内事業者との協議及び施設整備の方向性の検討等に係る経過を把握すること、また、協議の場への参加等を通じて場内事業者からの信頼を得ていることが強く求められ、主として価格以外の要素に基づき契約相手を選定する必要がある。
よって、本件に係る契約は、競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意（契約）で行うこととした。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社は、地方卸売市場や中央卸売市場の先進的な整備事業に参画し、施設整備計画の策定・推進、市場経営の改善及び民間活力の導入のほか、災害時の業務継続計画の策定において、幅広い実績を有している。

本市場では、これまでに基本構想策定業務（平成25年度）、基本計画策定業務（平成26年度）、基本計画推進業務（平成27年度）について、公募型プロポーザルによる受託業者の選定を行ったが、いずれの業務も同社が受託しており、その後の基本計画推進業務についても、平成28年度以降、同社と随意契約を締結している。同社はこれらの業務を通じて、これまでに計100回を超える場内会議の企画・運営に携わり、同会議への出席を通じて場内事業者と開設者間の調整役を担うなど大きな役割を果たしてきた。

さらに、同社は、平成28年度から平成37年度までの経営展望である京都市中央卸売市場第一市場マスタープラン（平成28年3月策定）の策定補助業務についても受託しており、ハードとソフトの両面から、本市場が目指すべき将来像に係る理解も十分である。

これらのことから、同社は、本業務を遂行する能力及び経験を有する唯一の団体であると認められるため、委託先として選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
（総合評価）京都市中央卸売市場第一市場整備工事
ただし、新青果棟（仮称）第1期建築主体その他工事
- 2 担当所属名
産業観光局中央卸売市場第一市場
- 3 契約締結日
令和6年7月12日
- 4 履行期間
着手命令の日から26か月以内
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市西区西本町1丁目13番47号
戸田・吉村・太平特定建設工事共同企業体
- 6 契約金額（税込み）
9,689,900,000円
- 7 契約内容
京都市中央市場施設整備基本計画に基づき、新青果棟（仮称）第1期を新築する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
一般競争入札及び地方自治法施行令第167条の8第4項の規定による再度の入札を実施したが、応札者の入札額が予定価格を上回ったため、不成立となった。
再度の入札に唯一応札した戸田・吉村・太平特定建設工事共同企業体と交渉を行ったところ、同共同企業体が予定価格以下の金額を提示したため、地方自治法第234条第2項及び地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定を適用し、同共同企業体と随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
（総合評価）京都市中央卸売市場第一市場整備工事
ただし、新青果棟（仮称）電気設備工事
- 2 担当所属名
産業観光局中央卸売市場第一市場
- 3 契約締結日
令和6年7月12日
- 4 履行期間
契約の日の翌日から令和11年3月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区七条通東洞院東入材木町499番地2 第一キョートビル
日本電設・豊原電気土木特定建設工事共同企業体
- 6 契約金額（税込み）
5,225,000,000円
- 7 契約内容
京都市中央市場施設整備基本計画に基づき、新青果棟（仮称）を新築する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
一般競争入札及び地方自治法施行令第167条の8第4項の規定による再度の入札を実施したが、応札者の入札額が予定価格を上回ったため、不成立となった。
応札者のうち、総合評価点が最も高い日本電設・豊原電気土木特定建設工事共同企業体と交渉を行ったところ、同共同企業体が予定価格以下の金額を提示したため、地方自治法第234条第2項及び地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定を適用し、同共同企業体と随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
（総合評価）京都市中央卸売市場第一市場整備工事
ただし、新青果棟（仮称）空調衛生設備工事
- 2 担当所属名
産業観光局中央卸売市場第一市場
- 3 契約締結日
令和6年7月12日
- 4 履行期間
契約の日の翌日から令和11年3月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区上鳥羽山ノ本町339番地
橋本・エスティアイ・中川特定建設工事共同企業体
- 6 契約金額（税込み）
3,661,680,000円
- 7 契約内容
京都市中央市場施設整備基本計画に基づき、新青果棟（仮称）を新築する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
一般競争入札及び地方自治法施行令第167条の8第4項の規定による再度の入札を実施したが、応札者の入札額が予定価格を上回ったため、不成立となった。
そこで、上記応札者である橋本・エスティアイ・中川特定建設工事共同企業体と交渉を行ったところ、同共同企業体が予定価格以下の金額を提示したため、地方自治法第234条第2項及び地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定を適用し、同共同企業体と随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市中央卸売市場第一市場整備工事設計業務委託
ただし、新青果棟（仮称）第1期新築工事設計意図伝達業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局中央卸売市場第一市場
- 3 契約締結日
令和6年7月12日
- 4 履行期間
着手命令の日から26か月以内
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市中央区島町二丁目4番7号
株式会社安井建築設計事務所
- 6 契約金額（税込み）
33,110,000円
- 7 契約内容
工事施工段階において、設計者が設計意図を正確に伝えるため、助言等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、国土交通省告示第98号別添一において、「1 設計に関する標準業務」の「三 工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する標準業務」として、実施設計者が行うべき業務に位置付けられている。
以上から、その性質が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、実施設計者である株式会社安井建築設計と随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市中央卸売市場第一市場整備工事設計業務委託
ただし、新青果棟（仮称）第1期新築工事監理業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局中央卸売市場第一市場
- 3 契約締結日
令和6年7月12日
- 4 履行期間
着手命令の日から26か月以内
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市中央区島町二丁目4番7号
株式会社安井建築設計事務所
- 6 契約金額（税込み）
83,600,000円
- 7 契約内容
設計図書の内容を把握し、作成した業務計画書の業務方針に基づき工事を監理する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、新青果棟整備工事の実施設計に盛り込まれている高度な衛生管理の向上や物流の効率化を実現する機能の確実な施工監理を最も重要な目的としている。
本業務の遂行に求められる知識や能力を有し、本件工事監理における適切な事業の進捗管理及び工事の品質確保を満たすことができる唯一の団体であり、本業務の遂行に必要な能力及び経験等を有する株式会社安井建築設計事務所と随意契約を締結した。。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市中央卸売市場第二市場警備業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局中央卸売市場第二市場
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市山科区川田欠ノ上10番地 A I N I ビル内2階
国土警備保障株式会社
- 6 契約金額（税込み）
22,672,464円
- 7 契約内容
第二市場構内の管理を正常かつ良好に維持し、円滑な市場運営を実現するために必要な警備業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
当市場の警備業務は、衛生管理についての理解・対応などの特殊性や専門性が求められる。
そのため、価格競争性に主眼を置いて金額の多寡のみで委託先を決定するよりも、業務の質を高めるべく、施設の特性を理解したうえでの提案を行わせ、業務の遂行能力や実施体制を確認するとともに、見積金額も考慮して総合的に評価し、委託先を決定する方が適していると考えられる。
したがって、本業務については、公募型プロポーザル方式による業者選定を実施し、その結果最も評価が高かった事業者と随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
電力の供給（中央卸売市場第二市場）
- 2 担当所属名
産業観光局中央卸売市場第二市場
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市北区中之島三丁目6番16号
関西電力株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）113,829,734円
- 7 契約内容
中央卸売市場第二市場に電力の供給を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本件は、どの事業者からも入札参加意思が示されず、入札成立の見込みがないため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
他に契約可能な事業者がいなかったため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
衛生管理業務
- 2 担当所属名
産業観光局中央卸売市場第二市場
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375 京都府立総合社会福祉会館6階
公益社団法人京都府シルバー人材センター連合会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）5,339,692円
- 7 契約内容
第二市場の衛生状態を維持するために必要な衛生管理業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
当該業務を委託することにより、高齢者の就労の場の確保及び高齢者の能力をいかした活力ある地域社会づくりに寄与するという政策目的を達成するため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
委託先は地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であり、高齢者福祉の増進に関する事業を行う団体であるため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
高架軌条その他清掃業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局中央卸売市場第二市場
- 3 契約締結日
令和6年8月14日
- 4 履行期間
契約の日の翌日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市淀川区西中島5-14-22リクルート新大阪ビル9階
花木工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
18,821,000円
- 7 契約内容
第二市場において、と畜施設を衛生管理上良好な状態に維持させるために高架軌条その他の清掃作業を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、と畜現場の稼働日を減らすことなく実施する必要があり、生産設備の保守点検業務と施工期間を綿密に調整しなければならない。
また、既存の設備等の機能を損なうことなく本業務を履行するためには、高架軌条及び生産設備の構造等を熟知したうえで、清掃を行う必要がある。
本業務を履行するにあたり、以上の条件を満たすものは花木工業株式会社のみであるため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
ユニットクーラー清掃業務委託 その2
- 2 担当所属名
産業観光局中央卸売市場第二市場
- 3 契約締結日
令和6年9月26日
- 4 履行期間
契約日の翌日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市北区天満橋一丁目8番30号
三菱電機ビルソリューションズ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
7,645,000円
- 7 契約内容
第二市場において、と畜施設を衛生管理上良好な状態に維持させるためにユニットクーラーの清掃作業を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、と畜現場の稼働日を減らすことなく実施する必要があり、生産設備の保守点検業務と施工期間を綿密に調整しなければならない。
また、既存の設備等の機能を損なうことなく本業務を履行するためには、ユニットクーラーの機能を損なうことなく、清掃等を行う必要がある。
本業務を履行するにあたり、以上の条件を満たすものは三菱電機ビルソリューションズ株式会社のみであるため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
伝統産業振興事業
- 2 担当所属名
産業観光局クリエイティブ産業振興室
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区岡崎成勝寺町9番地1 京都市勸業館内
公益財団法人京都伝統産業交流センター
- 6 契約金額（税込み）
16,992,000円
- 7 契約内容
 - (1) 京都伝統産業ミュージアム内の京都市の伝統産業製品全74品目を紹介する74CRAFTS WALL等における伝統産業品及び伝統工芸品の出品コーディネート及び解説補助事業
 - (2) 各種イベント等における伝統産業品の販売機会の創出及び販売支援
 - (3) 課題、ニーズ、成功事例等の把握及び伝統産業界や行政との情報共有。生産組合等による自主的な普及啓発活動や課題解決に向けた取組への支援
 - (4) その他、前各号に定める取組に付随する業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都伝統産業交流センターは、伝統産業製品の展示及び紹介、伝統産業に関する資料の収集及び提供等を行い、地域経済の発展と生活文化の向上に寄与することを目的として設立された団体であり、伝統産業に対する深い理解、本市の伝統産業振興事業の実施経験のほか、京都の伝統産業関連74団体を構成員とする京都で唯一の業種横断的組織として、これまで各業種の伝統産業界と長年にわたり密接な関係を築いており、需要の拡大や異業種交流という新たな支援を行う上で、必要不可欠な信頼関係やネットワークを既に有する団体であるため。
- 9 根拠法令
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
「バーチャル京都館モデル実証事業」実施業務
- 2 担当所属名
産業観光局クリエイティブ産業振興室
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都新宿区市谷加賀町1-1-1 左内町営業部
大日本印刷株式会社
- 6 契約金額（税込み）
8,500,000円
- 7 契約内容
システムの保守管理、イベントの企画・実施、利用状況の分析等
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
バーチャル京都館は、大日本印刷株式会社が運営する「渋谷区立宮下公園 Powered by PARALLEL SITE」内に構築されており、バーチャル京都館の管理運営を行うことができるのは同社のみであるため。
- 9 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
KYO-CCE Labプロジェクト企画・運營業務
- 2 担当所属名
産業観光局クリエイティブ産業振興室
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区神田猿樂町2丁目8番11号 VORT水道橋3 6階
株式会社ツクリエ
- 6 契約金額（税込み）
9,998,835円
- 7 契約内容
 - (1) コミュニティ構築事業
 - (2) アイデアソン・ハッカソン開催
 - (3) 支援・相談窓口の設置
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

セミナーやアイデアソン・ハッカソンなどのイベントの企画立案、クリエイターや企業向けの相談支援等は受託者の経験と能力が成果物に与える影響が大きいことから、本業務の目的を効率的かつ効果的に達成するため、価格以外の要素を比較し、契約の相手方を選定することが適当であると考え、プロポーザル形式により受託者を選定することとした。

選定された株式会社ツクリエは、起業支援サービス事業と、クリエイターを支援するクリエイティブブランド創造事業を中心に展開する企業であり、東京都コンテンツインキュベーションセンター（TCIC）運営等、コンテンツ企業支援のノウハウを持ち、京都市内でも異業種マッチングコーディネート、コンテンツ企業支援、映像プロデュース等、豊富な企業支援実績を有することから、本業務の趣旨・目的を果たす受託者として適当であると判断したため。
- 9 根拠法令
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
伝統産業品の商品開発等を通じた新たな京都ファン開拓事業企画運營業務
- 2 担当所属名
産業観光局クリエイティブ産業振興室
- 3 契約締結日
令和6年4月22日
- 4 履行期間
令和6年4月22日～令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区北白川瓜生山2番地116号
株式会社クロステック・マネジメント
- 6 契約金額（税込み）
5,665,000円
- 7 契約内容
伝統産業をはじめとした地場産業を広く発信するため、新たな商品やサービスの開発を通じて、業界の振興と京都ファンの増加、本市の収入の拡大につなげる事業を実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、目的の達成のために受託者の経験、能力が成果及び実績に与える影響が大きいことから、主として価格以外の要素（契約の目的物の性能、技術その他の履行の内容、又は履行方法等）における競争（コンペ、プロポーザル）によって契約の相手方を選定する必要があるもの」に該当するとして、プロポーザルによる選定を実施した結果、株式会社クロステック・マネジメントは過去に伝統産業事業者と連携した商品開発や販売の経験があり、本業務の円滑、効果的な実施が期待できると判断したため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

YouTubeチャンネル「京都館会議」、京都館WEBサイト等企画運営業務

2 担当所属名

産業観光局クリエイティブ産業振興室

3 契約締結日

令和6年4月22日

4 履行期間

令和6年4月22日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市左京区北白川瓜生山2番地116号
株式会社クロステック・マネジメント

6 契約金額（税込み）

9,889,000円

7 契約内容

- (1) YouTubeチャンネル「京都館会議」の運営
- (2) 京都館WEBサイトの運営
- (3) SNSの投稿・運用
- (4) 定例報告・打合せ

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

YouTubeチャンネル「京都館会議」及び京都館WEBサイトの企画運営業務は、伝統産業をはじめとする京都の多様な文化や魅力を発信し、京都への投資を喚起することを目的としているが、その目的の達成に向けて、受託者の経験、能力が成果物に与える影響が大きいことから、価格以外の要素を比較し、契約の相手方を選定することが適当であると考え、プロポーザル形式により受託者を選定することとした。

選定された株式会社クロステック・マネジメントは、地方創生、新製品・サービス開発支援、人材育成・人材開発等を行っている企業であり、これまで、京都市のYouTube、Webサイトの運営実績があるほか、京都芸術大学の留学生等とのつながりが深く、学生と連携した国外向けコンテンツを制作する体制も整っていることから、本業務の趣旨・目的を果たす受託者として適当であると判断したため。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治

法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京の「匠」ふれあい事業
- 2 担当所属名
産業観光局クリエイティブ産業振興室
- 3 契約締結日
令和6年6月1日
- 4 履行期間
令和6年7月17日から令和7年2月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区西堀川通元誓願寺上る豎門前町4-1-4番地
西陣織工業組合
- 6 契約金額（税込み）
5,000,000円
- 7 契約内容
市民・観光客に向けて、伝統産業品の制作実演を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業は、伝統産業に従事する職人の雇用創出及び市民や観光客等に対する伝統産業のPRを目的に、職人による制作実演を行うものであり、伝統工芸品の制作実演を実施し、より多くの市民や観光客に伝統産業をPRできる相手方は、国内外から多くの来館者があり、毎年多くの修学旅行生等の受入れを行っている西陣織会館を運営し、実演等を常時行う設備や体制が整っている同組合以外になく、同組合以外では当該事業の趣旨・目的を果たすことはできないと認められるため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市勸業館全熱交換器（大空間空調用）整備業務
- 2 担当所属名
産業観光局クリエイティブ産業振興室
- 3 契約締結日
令和6年7月16日
- 4 履行期間
令和6年7月17日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府寝屋川市宇谷町11番13号
新晃アトモス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
92,400,000円
- 7 契約内容
京都市勸業館の全熱交換器（大空間空調用）の整備を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
対象機器は、製造者独自の技術情報とノウハウをもとに設計・製造された受注生産品であり、整備に用いる部品についても形状・寸法・材料等、製造者独自のものを使用する必要があるところ、製造者では当該技術情報や部品のみ他社への供給は行っていない。
新晃アトモス株式会社は、製造者である新晃工業株式会社のグループ企業として、機器の整備・保守・点検等のサービス部門を担う唯一の会社であり、製造者の企画部門、技術部門、生産部門、販売部門、全てのセクションと技術情報を交換し合い、本件の履行に必要な技術と知識を有し、適正部品の調達も可能であるため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市勸業館非常用発電設備部品更新業務
- 2 担当所属名
産業観光局クリエイティブ産業振興室
- 3 契約締結日
令和6年9月9日
- 4 履行期間
令和6年9月10日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県尼崎市西長洲町1丁目1番1号
株式会社明電エンジニアリング
- 6 契約金額（税込み）
10,197,000円
- 7 契約内容
京都市勸業館の非常用発電設備の部品更新を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
対象設備は、製造者独自の技術情報とノウハウをもとに設計・製造された受注生産品であり、使用部品も形状・寸法・動作特性・材料等、製造者の設計に合致したものを使用する必要があるが、当該技術情報は公開されておらず、部品単体での他者への供給を行っていない。
株式会社明電エンジニアリングは、当該機器の製造者である株式会社明電舎のグループ企業として電気設備設計・施工・メンテナンスを担当する唯一の企業であり、本件の履行に必要な技術と知識を有し、適正部品の調達も可能であるため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市勸業館入退室管理設備部品更新・整備業務
- 2 担当所属名
産業観光局クリエイティブ産業振興室
- 3 契約締結日
令和6年9月9日
- 4 履行期間
令和6年9月10日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市中央区城見二丁目1番61号
パナソニックEWエンジニアリング株式会社
- 6 契約金額（税込み）
25,300,000円
- 7 契約内容
京都市勸業館の入退室管理設備の部品更新・整備を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
対象設備は、製造者独自の技術情報とノウハウをもとに設計・製造された受注生産品で構築されており、整備に用いる部品についても形状・寸法・材料等、製造者指定のものを使用する必要がある。整備は既存システムを流用しながら経年劣化した一部の部品を更新するものであるが、製造者は当該技術情報を公開していないこと、他社製品との互換性がないことから入札に付することができない。
パナソニックEWエンジニアリング株式会社は、製造者であるパナソニック株式会社の社内カンパニーの1つのエレクトリックワークス社（EW社）のグループ企業で、建築設備設計・施工・メンテナンスを担当する唯一の企業であり、本件の履行に必要な技術と知識を有し、適正部品の調達が可能であるため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市勸業館第3展示場展示支援吊物設備整備業務
- 2 担当所属名
産業観光局クリエイティブ産業振興室
- 3 契約締結日
令和6年9月30日
- 4 履行期間
令和6年10月1日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市北区天満2丁目12番16号
株式会社松村電機製作所
- 6 契約金額（税込み）
102,300,000円
- 7 契約内容
京都市勸業館第3展示場の吊物設備の整備を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
対象設備は、製造者独自の技術情報とノウハウをもとに設計・製造された受注生産品であり、整備に用いる機器・部品についても形状・寸法・材質・強度等、総合的に安全性が確保できるよう選定・構築されたシステムとなっており、他社への当該技術情報の公開や部品のみの供給は行っていない。
株式会社松村電機製作所は、対象設備の製造者であり、企画・設計、生産、販売、メンテナンス及び修繕等、全てのセクションを自社で行っており、本件の履行に必要な技術と知識を有し、適正部品の調達も唯一可能であるため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市勸業館整備工事 ただし、特別高圧受変電設備改修（その２）工事
- 2 担当所属名
産業観光局クリエイティブ産業振興室
- 3 契約締結日
令和６年９月３０日
- 4 履行期間
令和６年１０月１日から令和８年２月２７日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区綾小路通烏丸西入童侍者町159番1
日新電機株式会社
- 6 契約金額（税込み）
345,400,000円
- 7 契約内容
京都市勸業館の特別高圧受変電設備の改修を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
特別高圧受変電設備に不具合が生じると、電力供給に支障が生じ、催事やイベント等を中止せざるを得なくなる等、多くの利用者に多大な影響が出る可能性があるため、特別高圧受変電設備の性能・機能を確実に担保する必要がある。
システム全体に製造者独自の技術が用いられており、他社製品との互換性が保証されていないこと、製造業者以外の者がシステム全体にわたる他社の独自技術を解析することは困難であるため。
- 9 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
「地域企業未来力創出コーディネート事業」企画運営委託業務
- 2 担当所属名
産業観光局地域企業イノベーション推進室
- 3 契約締結日
令和6年5月7日
- 4 履行期間
令和6年5月7日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区朱雀正会町1番地1 KYOCA301
一般社団法人リリース
- 6 契約金額（税込み）
7,700,000円
- 7 契約内容
「京都市地域企業未来力会議」や「地域企業応援会」の企画運営、それらの場に出たアイデアの実現、「京都・地域企業宣言」等の普及活動への企画・助言、広報などを行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
未来力会議の運営をはじめ、地域企業を持つ様々なアイデアの実現に向け、幅広い知見を持つコーディネーターによる相談会の実施、勉強会の開催等により、新事業創出を支援するという業務の趣旨を十分理解したうえで、円滑かつ迅速な手配、また、急な予定変更にも対応できる体制が求められるなど、主に価格以外の要素における競争で契約の相手方を選定する必要があるため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザルにより受託候補者を募集したところ、応募者が1者であった。迅速・的確に業務実施することが可能か、中小企業を取り巻く経営課題等について、十分理解をしているかなどについて、企画提案内容を評価した結果、委託先として選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度「ソーシャル・イノベーション創出事業」に係る情報発信等業務
- 2 担当所属名
産業観光局地域企業イノベーション推進室
- 3 契約締結日
令和6年6月12日
- 4 履行期間
令和6年6月12日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市右京区西院北矢掛町46-2 第2シンワビル2階
株式会社おいかぜ
- 6 契約金額（税込み）
5,999,818円
- 7 契約内容
「これからの1000年を紡ぐ企業認定」や「京都市ソーシャルイノベーション研究所」に関する情報をWEBサイトやSNSを活用して発信するとともに、主に30歳以下の若者と認定企業が交流する機会の創出、京都市の各課等からの公民連携に関連する相談会の開催、認定企業等とのマッチングを実施する事業の企画・運営を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業の趣旨を十分理解するとともに、円滑かつ迅速な手配、また、急な予定変更に対応できる体制、企画や広報に関し、優れた能力を有していることが必要であることから、主に価格以外の要素における競争で契約の相手方を選定する必要があるため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザルにより受託候補者を募集したところ、応募者が1者であった。的確・迅速に業務実施することが可能か、本事業の趣旨を十分理解しているかなどについて、企画提案内容を評価した結果、委託先として選定した。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度「京都市地域商業新展開支援事業」実施業務
- 2 担当所属名
産業観光局地域企業イノベーション推進室
- 3 契約締結日
令和6年8月1日
- 4 履行期間
令和6年8月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市右京区西院北矢掛町46-2
株式会社おいかぜ
- 6 契約金額（税込み）
6,000,000円
- 7 契約内容
商店街等へのコーディネーターの派遣等を通じて、地域商業者が一体となって飲食・買い物・体験等の商業コンテンツを創出・育成し、広くPRする取組を支援するほか、商店会等が若手や非会員を取り込みながら組織の再構築・活性化を目指す取組を支援する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
「京都市地域商業新展開支援事業」の遂行に当たっては、支援対象となる商店街等の現状や課題等を把握し、誘客促進やエリアのブランド化につながる商業コンテンツの育成支援や自主財源確保の手法の検討、組織活性化に資する取組の支援など、豊富な経験やノウハウといった、主に価格以外の要素での競争で相手方を選定する必要があるため、公募型プロポーザル方式により随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

本事業の受託候補者を決定する「令和6年度京都市地域商業新展開支援事業実施業務に係る受託候補者選定委員会」において、企画提案内容や実施体制等について審査を行った結果、本事業者が業務の遂行が可能である者と判断されたため、委託先として選定する。

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

メディア等を通じた国内外向け情報発信及び海外市場等の情報収集業務委託

2 担当所属名

産業観光局観光MICE推進室

3 契約締結日

(当初) 令和6年4月1日

(変更後) 令和6年7月1日

4 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区河原町通二条下ルー之船入町384番地 ヤサカ河原町ビル8階
公益財団法人京都市観光協会

6 契約金額 (税込み)

(当初) 32,716,000円

(変更後) 66,516,000円

7 契約内容

台北、シドニー、ニューヨーク、ロサンゼルス、パリ、ロンドン、上海（7箇所）の京都市海外情報拠点における、情報収集業務、情報発信業務、京都観光の事務所機能、報告業務の委託及び、海外メディア取材に係る支援、政策面に関心の強い海外有力メディアを対象とし、京都市が政策として伝えたい情報の提供・報道等につなげる取組、海外インフルエンサーの発信力を活用した情報発信、報告業務

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

【随意契約理由】

本委託業務では、京都の観光事業に精通し、本市の方針に基づいて上海の旅行業界や同地域で影響を持つ雑誌等のメディア関係者に対して広く働きかけができるとともに、適切に京都での取材や記事掲載につなげることが出来ること。また、上海を含む世界の対象地域において、政策面に関心の強い、政治や経済などの幅広い時事を扱う有力メディアに対して、観光課題対策やマナー啓発等の京都市が伝えたい情報を提供し、広く報道等につなげていくこと。さらには、それら各対象地域で強い情報拡散が期待できるインフルエンサーを選定し、京都での取材を通して、適切な情報拡散を働きかけていく必要がある。特に、情報発信につなげていくための取材対応においては、コンテンツ情報や画像の提供について、海外メディアなどのニーズを十分に踏まえた題材の選定、海外に強く訴求するような見せ方・編集など高度な知識が必要となるなど、主として価格以外の要素における競争によって契約の相手方を選定する必要がある。

本業務の実施に当たっては、京都の観光事業に精通し、本市の方針に基づいて海外の旅行業界をはじめ、メディア関係者やインフルエンサー等にも働きかけることのできる主体の選定が必要であること、また、京都が有する観光コンテンツや京都市の観光政策に対する十分な理解に加え、海外メディア対応の経験とノウハウ、深いネットワークを有するとともに、特定の事業者には偏らず、京都の魅力を生かす立場から PR できる主体を選定することが必要である。

【本委託業務を変更契約する理由】

本委託業務については、前述のとおり、価格以外の要素によって契約の相手方を選定する必要がある。また、業務を履行可能な委託先は、公益社団法人京都市観光協会に限られている。そのため、変更契約とすることで、京都市公契約基本条例の趣旨である中小企業の公契約の受注や参画の機会の増大を阻害することには当たらない。

また、変更前契約の事業では、世界6か所の海外情報拠点運營業務を行っているところだが、この度の追加事業については、同趣旨の海外情報拠点を新たに設けつつ、有力メディアやインフルエンサーの発信力を活用し、計7か所となる拠点設置地域における情報発信の拡充に取り組むものである。両事業は、契約の相手方や事業目的、対象地域を同じくしており、事業内容が密接に関連していることから、その実績等については、両事業を合わせた全体について、総合的にとらえた観点からとりまとめる必要がある。

以上のことから、本委託業務については、令和6年4月1日に締結した「メディア等を通じた国内外向け情報発信及び海外市場等の情報収集業務」の変更契約とする。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

公益社団法人京都市観光協会は、京都市における観光事業の振興を図りつつ、地域経済や地域社会の健全な発展を目指すことなどを目的として設立された団体であり、京都市域の観光情報に幅広く精通し、また事業においては、観光都市としての京都の紹介宣伝などを実施しており、観光情報を魅力的な形で提供できる実績やノウハウを持ち合わせている。また、海外市場のメディア業界や情報発信に求められる需要等にも精通していること、多くのメディア関係者を誘致してきた実績もあり、これまで構築してきたメディア関係者との密接な繋がりや豊富なメディア対応の経験を活かし、観光関連メディアだけでなく、幅広い時事を扱う有力メディアやインフルエンサーによる情報発信を働きかけるにあたり、効果的かつ発展的な本業務の遂行が見込まれる。さらに、外客誘致、受入環境整備及びMICE誘致等を進める、観光事業者等からなる1,500以上の会員を有する公益社団法人であることから、京都の観光事情にも精通しているのはもちろんのこと、地元事業者との緊密なネットワークを有しつつも、特定の事業者には偏らず、京都観光の魅力を生かす立場から PR を行うことができる。

以上のことから、本委託業務を履行可能な委託先は公益社団法人京都市観光協会の他にはないため、京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2-(1)-ウに基づき、公益社団

法人京都市観光協会と契約を締結するものである。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
ラグジュアリー層の誘客事業及び海外メディアプロモーション強化に関する業務
- 2 担当所属名
産業観光局観光MICE推進室
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区河原町通二条下ルー之船入町384番地 ヤサカ河原町ビル8階
公益財団法人京都市観光協会
- 6 契約金額（税込み）
16,000,000円
- 7 契約内容
 - (1) ラグジュアリー層向け商談会（最低3つ）へのブース出展（主催者等関係者との事前調整、会場内における京都PR事業の企画・手配、当日運営管理（事前準備、受付、進行等）、京都ブランドの向上に寄与するサービスの企画・手配、事業実施中の記録・撮影）
 - (2) 海外メディアプロモーション強化（情報発信を行う海外（主に欧米豪）のメディアの選定（2媒体以上）、掲載枠の確保、掲載原稿の作成及び掲載写真の手配、掲載先メディアとの調整、実施報告書の作成等）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、ラグジュアリー層を顧客とする旅行会社（バイヤー）と高級ホテル、観光資源等（出展社）の商談会を通じて、京都の魅力を強くアピールし、成熟した訪日旅行者である目利き層にとっても満足度の高い旅行先としての京都のブランド力を高めるとともに、まだまだ潜在需要の見込まれる欧米からのさらなる誘客を目指し、京都への旅行に関心をもつきっかけとなる訴求力の高いビジュアルや京都ならではの風景などを、世界で影響力をもつ旅行雑誌等の海外の有力メディアを通じて発信するものである。

したがって、本業務の実施に当たっては、京都の観光事業に精通し、本市の方針に基づいて海外の旅行業界に広く働きかけることのできる主体の選定が必要であること、また、京都が有する観光コンテンツに対する十分な理解に加え、海外メディア対応の経験とノウハウ、深いネットワークを有するとともに、特定の事業者に限らず、京都の魅力を公平な立場からPRできる主体を選定することが必要である。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

公益社団法人京都市観光協会は、京都市における観光事業の振興を図りつつ、地域経済や地域社会の健全な発展を目指すことなどを目的として設立された団体であり、京都市域の観光情報に幅広く精通し、また事業においては、観光都市としての京都の紹介宣伝などを実施しており、観光情報を魅力的な形で提供できる実績やノウハウを持ち合わせている。

これまで、ILTM (International Luxury Travel Market) をはじめとする、ラグジュアリー層向けの商談会に多数出展してきた実績があり、成熟した訪日旅行者である目利き層向け旅行市場に対する造詣も深い。また、海外市場のメディア業界や情報発信に求められる需要等にも精通していること、多くのメディア関係者を誘致してきた実績もあり、これまで構築してきたメディア関係者との密接な繋がりや豊富なメディア対応の経験を活かし、効果的に本業務の遂行が見込まれる。

さらに、外客誘致、受入環境整備及びMICE誘致等を進める、観光事業者等からなる1,500以上の会員を有する公益社団法人であることから、京都の観光事情にも精通しているのはもちろんのこと、地元事業者との緊密なネットワークを有しつつも、特定の事業者には偏らず、京都観光の魅力を公平な立場からPRを行うことができる。

以上のことから、本件委託業務を履行可能な委託先は公益社団法人京都市観光協会 の他にはないため、京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2-(1)ーウに基づき、公益社団法人京都市観光協会と契約を締結するものである。

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都観光総合調査業務委託

2 担当所属名

産業観光局観光MICE推進室

3 契約締結日

令和6年4月1日

4 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府中央区備後町2丁目4番9号
株式会社エム・アールビジネス

6 契約金額（税込み）

14,322,963円

7 契約内容

- (1) 観光入込客統計調査・カウント調査
- (2) 観光入込客実態調査
- (3) 外国人及び修学旅行生宿泊利用状況調査
- (4) その他付帯業務

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件業務は、「京都観光振興計画2025」における進ちょく状況の把握、目標の設定並びに今後の観光政策の企画・立案に資する基礎的データを得ることを目的に、観光入込客統計調査・カウント調査、実態調査、外国人及び修学旅行生宿泊利用状況調査等を行う「京都観光総合調査」業務を実施するものである。

業務の受託に当たっては、1日に多くの調査員を確保できる体制を有するとともに、本調査を効率よく適切に行うための工夫が求められる。そのため、落札価格のみで業者を決定した場合、業務遂行上、最も適切な業者を選定することができない恐れがあることから、企画提案を評価のうえ業者を選定する公募型プロポーザルにより、随意契約を行った。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザルには1社からの応募があり、審査基準に従い審査した結果、上記の者を委託先として選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市認定通訳ガイド育成及び活躍支援に関する業務
- 2 担当所属名
産業観光局観光MICE推進室
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区河原町通二条下一之船入町384番地ヤサカ河原町ビル8階
公益社団法人京都市観光協会
- 6 契約金額（税込み）
20,350,000円
- 7 契約内容
 - (1) 基礎研修（32コマ、実地研修含む）の実施（第7期生分）
※基礎研修の内容については別紙参照
 - (2) 専門研修（2科目：伝統産業、伝統文化、各15コマ）の実施（第6期生分）
 - (3) 認定式及び企業面談会の実施（第6期生）
 - (4) 研修受講希望者の募集及び選定（第7期生分）
 - (5) 口述試験、面接等の実施
 - (6) 再登録事務（第4期生）
 - (7) 再登録に係る口述試験、面接等の実施
 - (8) 後年度の内容検討・素案作成
 - (9) 後年度実施予定の専門研修（2科目：文化財、食文化、各15コマ）の準備
 - (10) 実施報告書の作成
 - (11) 宇治市、大津市との連絡調整
 - (12) その他、京都市認定通訳ガイド育成及び活躍支援に関して必要な業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、京都の伝統文化・食等の奥深い知識や様々な地域の多様な魅力、また京都の観光課題等を踏まえた観光客向けの対応などを学ぶ研修内容の検討・実施、認定を受けたガイドの活躍支援を行うなど、認定通訳ガイド制度を運営するものである。

事業実施には、外国人旅行者のニーズを把握したうえで、京都の伝統文化や伝統産業をはじめ、幅広い分野の奥深い内容を適切に研修カリキュラムに取り込む必要があり、また、育成したガイド

が観光業界で活用されるために受け入れ側の施設・事業者へのきめ細かな説明・情報発信を行うことが必要となる。そのため、本事業の実施に当たっては、京都が有する観光コンテンツに対する十分な理解と観光事業者とのネットワークに加え、海外のニーズを機微に把握するために、海外の旅行者を対象とした事業に豊富な実績を有し、旅行市場に精通するとともに、特定の事業者には偏らず、公平な立場から事業実施できる主体の選定が必要である。

従って、実績やノウハウの有無等により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられることから、本事業についてはその性質が競争入札に適さず、価格以外の要素における競争によって相手方を選定することが適当であるため、随意契約を行った。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

公益社団法人京都市観光協会は、京都への外客誘致のノウハウを有するとともに、京都の観光コンテンツに対する十分な理解があり、本市と密に連携して数々の外客誘致や受け入れのための取組を行っている。さらに、外客誘致、受入環境整備及びMICE誘致等を進める、観光事業者等からなる1,500以上の会員を有する公益社団法人であることから、京都の観光事情にも精通しているのはもちろんのこと、地元事業者との緊密なネットワークを有しつつも、特定の事業者には偏らず、公平な立場から京都観光の受入環境整備を行うことができる。

以上のことから、本件委託業務を履行可能な委託先は公益社団法人京都市観光協会の他にはないため、京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2-(1)ーウに基づき、公益社団法人京都市観光協会と契約を締結した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
「宿泊施設等と連携した京都経済の域内循環促進事業」に関する業務
- 2 担当所属名
産業観光局観光M I C E推進室
- 3 契約締結日
令和6年4月25日
- 4 履行期間
令和6年4月25日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区大宮通西裏芦山寺上る二丁目堅都北半町203番地
株式会社T C I 研究所
- 6 契約金額（税込み）
9,608,940円
- 7 契約内容
市内宿泊施設と、伝統産業製品等の市内の事業者とのビジネスマッチング商談会の実施ほか
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
ビジネスマッチング商談会にて、効果的な商談や交流が行われ、具体的な商品販売や売上等につながるよう、受託候補者の選定にあたっては、伝統産業事業者や中小企業に対する商品開発・販路開拓支援の経験やノウハウを有する業者を確保することが必要である。
このため、主として価格以外の要素によって契約の相手方を選定する必要があり、公募型プロポーザル方式により受託候補者選定を行ったため、随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザルの結果、市内事業者の出展支援や商談会後のフォローアップについての的確な手法が提案されていたことから、京都ならではの質の高い宿泊観光を促進し、観光客の満足度を高め、地域の活性化や京都経済の域内循環に資する提案であると判断したため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度京北農林業地域活性化促進事業
- 2 担当所属名
産業観光局農林振興室農林企画課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市右京区京北上弓削段上ノ下2-1
公益財団法人きょうと京北ふるさと公社
- 6 契約金額（税込み）
9,064,000円
- 7 契約内容
次のすべての事業の総合的な実施により、京北地域の活性化を促進する。
ア 農業振興を図る農地の流動化に関する事業
イ 農林業を担う人材の育成、農林業従事者の支援に関する事業
ウ 農山村資源の活用及び都市と農山村の交流に関する事業
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業は、農業振興を図る農地の流動化、農林業を担う人材の育成、農林業従事者の支援、農山村資源の活用及び都市と農山村の交流企画に関する調整業務を総合的に実施することで、各事業を個別に実施するより、より効果的に地域の活性化を促進することが可能である。
そのため、各事業を総合的に実施できる者と契約を行う必要があるが、①農地の利用調整と権利設定の手続きに関する知識や技術を持ち、②一般的に定住が進まない新規就農者に対し、風習等を含めた地域特有の実情に応じた的確な助言・指導が実施できる者でなければならない。よって、競争入札に適さない契約である。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

公益財団法人きょうと京北ふるさと公社は、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積円滑化事業や農作業受託による優良農地の保全に努めるとともに、道の駅ウッディー京北の運営や空き家あっせん事業をはじめとした都市住民との交流を通じた地域活性化の事業を行っている。

このような事業を展開する中で、新規就農を希望される者に農地及び空き家のあっせんの相談の受付から定住のサポートまでを行い、風習等を含めた地域特有の実情に応じた的確な助言・指導等ができることから、効率的に事業運営を実施し、本委託内容を受託できる能力を兼ね備えた唯一の団体である。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度総合獣害対策事業 有害鳥獣捕獲業務
- 2 担当所属名
産業観光局農林振興室農林企画課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区岩倉上蔵町178-17
京都市ブロック猟友会
- 6 契約金額（税込み）
13,103,180円
- 7 契約内容
京都市内全域における農林水産業被害等を及ぼす有害鳥獣の捕獲及び捕獲個体の処分
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の実施には、京都市内全域の農地や森林に出没する野生鳥獣を安全かつ効果的に捕獲する必要がある。そのため、委託先については、長期にわたり市内の農地及び森林等において狩猟活動を行い、野生鳥獣の捕獲経験が豊富な相手方と契約する必要がある。
加えて、有害鳥獣を捕獲し、処分するには、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」及び第13次京都府鳥獣保護管理事業計画書に基づき、狩猟免許の資格を有し、銃器や網、わな等の捕獲用具の取り扱いができ、かつ、3登録年以上京都府に狩猟者登録をしている必要がある。
また、長期にわたる狩猟を通じて、本市内地域の地形や鳥獣の生息状況に精通していなければ安全に有害鳥獣を捕獲することができない。
よって、これらの条件を満たす狩猟者で組織されている団体は京都市ブロック猟友会のみであるため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度 京都市森林経営管理意向調査業務
- 2 担当所属名
産業観光局農林振興室林業振興課
- 3 契約締結日
令和6年6月28日
- 4 履行期間
契約の日の翌日から令和7年3月26日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区花脊八桝町250番地 公益財団法人 京都市森林文化協会
- 6 契約金額（税込み）
15,840,000円
- 7 契約内容
森林所有者に対し、森林経営管理法に基づく森林の経営管理に関する意向調査を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、意向調査の対象箇所や所有者を特定するため、森林情報の処理や地理情報システムの扱いに精通しているとともに、意向調査票の回収率を100%に近づけるための創意工夫が求められるため。
- 9 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
契約の相手方の選定に当たっては、上記8の理由により、価格以外の要素によって、履行内容の差が顕著に生じると考えられることから、公募型プロポーザル方式による業者選定を行った。その結果、森林技術の有資格者を雇用し、類似業務の経験を有するとともに、意向調査を他の林業関係団体と連携して取り組むなど具体的で実現性が高く、回収率を高める提案を行った上記5を本業務の実施し得る能力があると判断して契約の相手方とし、随意契約を行った。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度 京都市経営管理権集積計画立案業務
- 2 担当所属名
産業観光局農林振興室林業振興課
- 3 契約締結日
令和6年5月8日
- 4 履行期間
契約の日の翌日から令和7年3月26日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区花脊八桝町250番地 公益財団法人 京都市森林文化協会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）24,348,280円
- 7 契約内容
森林経営管理制度における森林経営管理権集積計画の立案を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務を円滑に遂行するためには、森林・林業に関する知識や林業の現場経験を有し、地域の状況に合わせた、造林から伐採に至る長期間の計画の作成できる高度な専門知識や能力が必要とされる。そのため、本業務を円滑に遂行するためには、次の条件をすべて満たす者が求められる。
 - (1) 森林総合監理士など本市が求める有資格者がいる者。
 - (2) 法について熟知しているとともに、府下で法に基づく措置を市町村の委託を受け実践した経験がある者。
 - (3) 両地区特有の林況、地形、森林所有者、林業に携わる事業者及び施業方法等の地域性に精通している者。一つ一つの条件を満たす者は複数存在するが、すべての条件を満たす者は公益財団法人京都市森林文化協会のみであるため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度山村都市交流の森エリア維持管理業務
- 2 担当所属名
産業観光局農林振興室林業振興課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区花脊八桝町250番地
公益財団法人京都市森林文化協会
- 6 契約金額（税込み）
金11,220,000円
- 7 契約内容
路網の維持管理、センター共用部の維持管理、付帯施設の老朽化調査・修繕
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務における路網・森林エリアの維持管理を適正に行うためには、山村都市交流の森エリア内の動植物及び森林に関する知識をはじめ、地形や地質、気候等の自然条件、林道の敷設状況及び利用実態、地域との信頼関係等、地域固有の幅広い知識や経験を必要とする。
また、山間地で台風や豪雨、大雪等が発生しやすい地域であり、自然災害の発生時には迅速に巡視や機能回復を行える体制が必要である。
公益財団法人京都市森林文化協会は、平成4年に山村都市交流の森の管理運営等を目的として設立され、長年にわたって同エリアの管理運営に携わってきたため、エリア内の生態系や地形、地質などを熟知しているとともに、エリア内に事務所を置き、職員が常駐しているため、災害時の緊急の対応が可能である。そのため、令和5年度に締結した「山村都市交流の森センターエリア等の管理運営に関する協定書」において、同協会は、当該業務を担う団体に位置付けられている。
以上より、あらかじめ契約の相手方が予定されており、競争入札に適さないため、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

- 10 契約の相手方の選定理由
上記 8 のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度天然林等整備促進モデル事業企画運営業務
- 2 担当所属名
産業観光局農林振興室林業振興課
- 3 契約締結日
令和6年7月1日
- 4 履行期間
契約日の翌日から令和7年3月21日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区港南2丁目4番8号大島ビル3F
特定非営利活動法人近自然森づくり協会
- 6 契約金額（税込み）
金17,403,640円
- 7 契約内容
研修の企画運営、モデル施業等の実施 ほか
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、森林経営管理法に基づく意向調査の対象森林や、木材生産を主目的としたスギ・ヒノキ育成単層林の経営が困難となった森林において森林が持つ公益的機能の発揮のために所有者自らが行う森林整備等（天然林化等）を支援するための制度を創設することを目的として、必要な取組事例の調査、技術者等の育成及び整備に係るデータ等の収集を行うものである。したがって、業務の実施にあたっては、受託者実施能力が上記目的の達成に大きく影響するものであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2の2（4）に基づき、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
委託先の選定にあたっては、公募型プロポーザルを実施し、「令和6年度天然林等整備促進モデル事業企画運営業務受託候補者選定委員会」において審査を行った結果、特定非営利活動法人近自然森づくり協会を本業務の委託先として選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
木材利用促進月間における普及啓発等の企画運営に係る業務
- 2 担当所属名
産業観光局農林振興室林業振興課
- 3 契約締結日
令和6年9月2日（月）
- 4 履行期間
契約の日から令和7年3月21日（金）
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸二条上る蒔絵屋町256番地
株式会社 関広
- 6 契約金額（税込み）
5,499,626円
- 7 契約内容
木材利用促進月間に市民向けの普及啓発を実施するとともに、市内の木造建築物等の情報発信を行う「京都のステキな木の空間」を実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、市内産木材の利用に対する市民等の理解を促進し、消費を喚起する企画運営を実行できる能力を有する相手方と契約する必要があるため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザルを実施し、審査委員会における審査の結果、受託者として適切と判断されたため、委託者として選定する。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都中小企業担い手確保・定着支援事業に係る業務
- 2 担当所属名
産業観光局産業企画室
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都渋谷区桜丘町20-1 渋谷インフォスター16階
株式会社ワンキャリア
- 6 契約金額（税込み）
57,574,495円
- 7 契約内容
京都市わかもの就職支援センターを拠点として、京都の中小企業の担い手確保・定着や学生をはじめとする若年求職者の就職を支援するため、中小企業の魅力発信や若者と中小企業との交流促進、若者を対象としたカウンセリング相談対応等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
中小企業の魅力発信や若者と中小企業との交流促進、若者を対象としたカウンセリング相談対応等を行うに当たっては、受託者の経験、能力が成果及び実績に与える影響が大きいことから、運営力や企画提案力、実行力等を審査する公募型プロポーザルを実施し、価格以外の要素における競争で契約の相手方を選定する必要があるため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
運営力や企画提案力、実行力等を審査する公募型プロポーザルを実施し、価格以外の要素を審査委員会で評価した結果、委託先として選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
地域企業「担い手交流」実践プログラムに係る業務
- 2 担当所属名
産業観光局産業企画室
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区堀之上町540 淳風bizQ2階
シンク・アンド・アクト株式会社
- 6 契約金額（税込み）
16,999,677円
- 7 契約内容
大企業等から中小企業やベンチャー企業への「在籍出向」や「副業・兼業」を活用し、地域企業における人的課題をはじめ、経営課題の解決を支援するとともに、担い手の交流促進や企業間連携の強化等を図るため、企業への支援を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
参加企業の開拓や制度導入支援、フォローアップ等を行うに当たっては、受託者の経験、能力が成果及び実績に与える影響が大きいことから、運営力や企画提案力、実行力等を審査する公募型プロポーザルを実施し、価格以外の要素における競争で契約の相手方を選定する必要があるため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
運営力や企画提案力、実行力等を審査する公募型プロポーザルを実施し、価格以外の要素を審査委員会で評価した結果、委託先として選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
就職氷河期世代活躍支援事業に係る業務
- 2 担当所属名
産業観光局産業企画室
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県神戸市中央区浪花町56 起業プラザひょうご内
株式会社C o m p a s s
- 6 契約金額（税込み）
14,982,000円
- 7 契約内容
就職氷河期世代の方等を対象として、一人一人に寄り添った専門の就職相談を実施するほか、SNSを活用したオンライン相談プラットフォームの運用や就職氷河期世代の方等を受け入れる地域企業の掘り起こし、求職者と企業との交流促進、国の助成金活用促進、就職氷河期世代の方等に対するSNS等を活用した情報発信などを行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
支援コーナーの運営やSNSを活用したオンライン相談プラットフォームの運用、ワークショップの実施に当たっては、受託者の経験、能力が成果及び実績に与える影響が大きいことから、運営力や企画提案力、実行力等を審査する公募型プロポーザルを実施し、価格以外の要素における競争で契約の相手方を選定する必要があるため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
運営力や企画提案力、実行力等を審査する公募型プロポーザルを実施し、価格以外の要素を審査委員会で評価した結果、委託先として選定した。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
地域企業インターンシップ促進プロジェクトに係る業務
- 2 担当所属名
産業観光局産業企画室
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都渋谷区桜丘町20-1 渋谷インフォスター16階
株式会社ワンキャリア
- 6 契約金額（税込み）
9,757,000円
- 7 契約内容
地域企業におけるインターンシップの活用を促進し、企業の担い手確保を支援するため、企業向けセミナーや学生等が短期間で複数の企業を訪問する地域企業訪問プログラム、インターンシップ関連情報の発信等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
企業向けセミナーや学生等が短期間で複数の企業を訪問する地域企業訪問プログラム、インターンシップ関連情報の発信等を行うに当たっては、受託者の経験、能力が成果及び実績に与える影響が大きいことから、運営力や企画提案力、実行力等を審査する公募型プロポーザルを実施し、価格以外の要素における競争で契約の相手方を選定する必要があるため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
運営力や企画提案力、実行力等を審査する公募型プロポーザルを実施し、価格以外の要素を審査委員会で評価した結果、委託先として選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
業種別団体と連携したインターンシップ促進プロジェクトに係る業務
- 2 担当所属名
産業観光局産業企画室
- 3 契約締結日
令和6年8月1日
- 4 履行期間
令和6年8月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区大政所町680-1 第八長谷ビル10階
株式会社アイシーエル
- 6 契約金額（税込み）
6,999,960円
- 7 契約内容
個社でのインターンシップ実施が困難な企業等に対し、業種別団体等と連携したプログラムを開発・実施することで、採用力の向上を図り、地域企業の担い手確保を支援する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
業種別団体等と連携したプログラムの開発・実施及び情報発信等に当たっては、受託者の経験、能力が成果及び実績に与える影響が大きいことから、運営力や企画提案力、実行力等を審査する公募型プロポーザルを実施し、価格以外の要素における競争で契約の相手方を選定する必要があるため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
運営力や企画提案力、実行力等を審査する公募型プロポーザルを実施し、価格以外の要素を審査委員会で評価した結果、委託先として選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
留学生市内就職促進事業（企業向けセミナー・留学生との交流会等）に係る業務
- 2 担当所属名
産業観光局産業企画室
- 3 契約締結日
令和6年8月1日
- 4 履行期間
令和6年8月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区大政所町680-1 第八長谷ビル10階
株式会社アイシーエル
- 6 契約金額（税込み）
5,999,950円
- 7 契約内容
留学生採用に関するセミナーや、留学生と企業の交流会を、専門的なノウハウ等を活用して効果的に実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
留学生採用に関するセミナーや、留学生と企業の交流会の実施に当たっては、受託者の経験、能力が成果及び実績に与える影響が大きいことから、運営力や企画提案力、実行力等を審査する公募型プロポーザルを実施し、価格以外の要素における競争で契約の相手方を選定する必要があるため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
運営力や企画提案力、実行力等を審査する公募型プロポーザルを実施し、価格以外の要素を審査委員会で評価した結果、委託先として選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
計量事務の委託
- 2 担当所属名
産業観光局産業企画室
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
住所 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
名称 京都府
- 6 契約金額（税込み）
55,678,296円
- 7 契約内容
計量法に基づく特定市として、京都市が管理及び執行する計量事務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
事務の委託先が法令で定められているため
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

ビジネス拠点としての京都の魅力発信業務

2 担当所属名

産業観光局 企業誘致推進室

3 契約締結日

令和6年5月20日

4 履行期間

令和6年5月20日～令和7年3月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市北区中之島2-3-18
株式会社朝日新聞社

6 契約金額（税込み）

10,370,000円

7 契約内容

本業務は、首都圏をはじめとする市外企業等を対象に、京都で暮らし、京都から働くワークライフスタイル「Kyo-working | 京ワーキング」をはじめとした、本市の企業立地促進の取組、京都のビジネス環境の魅力、京都に拠点を設置するメリットを周知し、京都への関心を高め、本市の企業誘致窓口への接触を増やし、進出に向けた具体的な検討につなげていくことで、京都市内への立地を促進することを目的に、本市のビジネス拠点としての魅力発信・認知度向上を図るイベントの開催や情報発信等に係る業務について委託を実施する。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務の実施に当たっては、京都に関する知識及び理解に加え、イベント運営等の経験に基づくノウハウ等が求められる。したがって、本業務の委託業者の選定に当たっては、これらの実績やノウハウ、ネットワークの有無により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられることから、価格以外の要素を比較し、契約の相手方を選定する必要があるため、プロポーザルを実施し、その結果最も評価が高かった事業者と随意契約を締結した。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

進出企業コミュニティ形成促進業務

2 担当所属名

産業観光局 企業誘致推進室

3 契約締結日

令和6年5月22日

4 履行期間

令和6年5月22日～令和7年3月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市上京区福大明神128

ツナグム共同事業体

(代表団体) 株式会社ツナグム

6 契約金額 (税込み)

6,594,500円

7 契約内容

京都市外から市内に進出した企業の定着支援やコミュニティ形成を促進するため、交流会の開催やSNSを活用した情報発信業務、SNSグループの管理・運営業務等を実施する。

8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)

本業務の実施に当たっては、京都に関する知識及び理解に加え、イベント運営等の経験に基づくノウハウ等が求められる。したがって、本業務の委託業者の選定に当たっては、これらの実績やノウハウ、ネットワークの有無により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられることから、価格以外の要素を比較し、契約の相手方を選定する必要があるため、プロポーザルを実施し、その結果最も評価が高かった事業者と随意契約を締結した。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他